

# 八障連運営委員会議事録

2019年7月30日18：30～20：30

クリエイトホール第1会議室

委任：小濱氏

司会：立川 記録：有賀

出席：杉浦氏、鈴木氏、土居氏、立川氏、有賀氏

今回の呼びかけの趣旨説明を杉浦代表より行う。

65歳になると障害福祉サービス利用の高齢者が介護保険に移行することでの諸問題について、これまでもヒューマンケアの中西氏を講師に迎えての勉強会など開催してきたこと、現状のサービスを認識しつつ、障害当事者からみた課題など共有したい趣旨説明がされる。

出席者の自己紹介。

斎藤氏（高齢者あんしん相談センター高尾）

浜脇氏（高齢者あんしん相談センター大横）

桑野氏（葵ヘルパーセンター）

粕谷氏（ケアプランセンターいきいき）

市野瀬氏（高齢者あんしん相談センターもとはち南）

中村氏（高齢者あんしん相談センター子安）

八障連会員団体からも出席

八町氏・小林氏（地域活動支援センターあくせす）／柴田氏（プレワーク）

高齢者サービスの主に障害者を対象としたサービスの現状などについて

- 介護保険になったら利用料が大きい問題としてある。またサービス量の制約の問題。またサービスの質の問題。不慣れなスタッフが支援すること。
- 共生型では利用料の1割負担については償還払いなどの制度もあるが、当事者に情報が行き届いていない。そうした制度も把握していないこともあり、学んでいかないといけない。
- 精神の方の支援で、介護保険サービスはヘルパー利用が多い。本当にその方に必要なサービスは何かを障害福祉の従事者からも高齢サービス従事者へ伝えていく、丁寧なサポートが必要と思う。
- 障害の分野に関わる人と介護の分野に関わる人での考え方の違いがある。
- 週1回のヘルパー利用。高齢と障害者のサービスを併用している。数十年同じ事業所を利用しているので理解がある。支援の内容は洋服のコーディネート、郵便物の確認（公共の手紙も点字はない）、集合住宅のお知らせの確認、お掃除、PCの支援など。介護保険ではカーテンを取り換えるなど模様替え、押入れを整理したいなどの内容は対象とならない。日常の中でやってほしいことが介護保険で対象とならないことが多い。誰の視点でルールが決まっているのかと思う。
- 介護保険でできるのは縫物などボタン付け、お掃除、季節ものの入れ替えはできる。代読はできない。65歳以上で障害認定していない方もいるが、介護保険で足りない部分がある場合に最後に障害者サービスが使えるが、簡単ではない。

- 障害者サービスの支援もできるオールマイティな事業所はどのくらいあるのか。介護保険でできない日常支援では有料やボランティア活動ならあるが。
- ボランティア活動だと、例えば郵便物への支援などプライバシーに関わることもあるので、公的サービスがやはり望ましい。
- 障害も介護保険も金銭管理、書類整理への支援がない。インフォーマルな支援が多い。
- 月に一度のケアマネ訪問でいろいろな相談、生活支援など行うケアマネの本来の仕事ではない支援をしているケースもある。定期的な訪問で見えた課題を支援することが多い。
- 余暇活動や講演会の付き添いなどサービスが障害福祉サービスで使える。
- 制度的に何が障害者サービスで出来て、介護保険に出来ないことを明らかにする必要がある。
- 共通言語をもった形で障害者サービスと高齢者サービスの従事者同士の連携が必要と思う。そのために地域事など八王子市全体で整理した連携の形が出来ると良い。
- 障害者サービスの事業所について、ケアマネも包括もあまり知らないのが現状。各事業所がこういった特徴があるのか知ることが必要。
- 障害の特性も加味して介護保険でどれくらいのサービス提供ができるか読み替え作業ができるような対照表があればよい、また対応できる事業所の分布図なども明らかに良い。
- 視点、概念の違いがある中で、それを共有して制度的な折り合いをつけていく作業も大事で障害当事者の方の思いや考え方など共有する必要はある。
- 制度的な切れ目のない支援をどう作っていきけるか。

(以上、フリートークで意見交換した内容を要約したもの)

八障連で障害者サービスでの支援の内容を整理して、共有して今後とも連携をしながら、取り組むことを確認した。

- ・ 概念の違い、サービスの質をどう担保していくか
- ・ 介護保険で使えないものは制度的な問題を明らかに。事業所が障害福祉サービスのヘルパーいればよいのか。事業所やヘルパーの善意ではなく。
- ・ 支援者同士の連携をどのようにしていくか。